

高額介護サービス費の支給

介護保険では、居宅・施設サービスの利用にあたって1か月あたりの利用者負担額が、下表の金額(利用者負担上限額)を超えた場合は、その超えた金額について高額介護サービス費を支給します。

利用者負担段階区分			利用者負担上限額
課税世帯	現役並み所得世帯	・ 同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がおり、単身の場合収入合計が383万円、2人以上の場合520万円以上の方	世帯：44,400円
	※ ₁ 一般	・ 市民税課税者がいる世帯で 上記「現役並み所得世帯」以外の方	【変更】 世帯：44,400円
世帯全員が市民税非課税	利用者負担第3段階	・ 世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の方	世帯：24,600円
	利用者負担第2段階	・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	個人：15,000円 世帯：24,600円
	利用者負担第1段階	・ 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者等	個人：15,000円

※₁一般

- 平成29年8月から介護保険制度改正に伴い、市民税課税者がいる世帯で、現役並み所得世帯以外の世帯での利用者負担上限額が44,400円に引き上げとなります。
- 同じ世帯の全ての65歳以上の方（要介護認定を受けていない方を含む。）の利用者負担割合が1割負担※₂の世帯については、年間上限額が44,640円になります。
- 年間上限を超えて自己負担した分については、別途高額介護サービス費を支給します。
なお、対象者となる方は、各区の介護保険室より申請書等を送付する予定です。

※₂1割負担

以下の①、②の両方に当てはまる方は1割負担者となります。

- ①本人の合計所得金額が160万円未満
- ②同一世帯の65歳以上の方（本人含む）の課税年金収入とその他の合計所得金額の合算額が、単身世帯で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満

1 高額介護サービス費の申請について（初回のみ）

- 利用者負担上限額を超えた金額が発生すると、被保険者あてに「高額介護（介護予防）サービス費給付のお知らせ」等の書類が郵送されますので、金額を確認の上、各区の高齢障害支援課 介護保険室に申請します。

【申請の際に必要な書類】

- ◎ 「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」
※本人以外の口座へ振り込む場合には、委任状が必要です
- ◎ 振込口座番号のわかるもの

2 初回申請後の手続きについて

- 高額介護サービス費の支給申請書の提出をいただいた方は、以後、支給申請書の提出は不要になります。
- 申請書の提出後、その後の月で高額介護サービス費の支給対象となる場合は、申請書に記載した指定口座に継続して振り込まれます。

3 高額介護サービス費支給の時期

- 申請後、支給に関する審査を経て、おおむね2か月程度で支給されます。
- 振込予定日等は、後日郵送される「支給決定通知書」に記載します。
- 介護保険料の未納がある方には支給できない場合があります。

※上記の高額介護サービス費と医療保険における高額療養費の適用を受けた上で、利用者負担と医療費の自己負担額の合計額が高額となり、年間で一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額医療合算介護サービス費」として別途支給されます。

お問い合わせ先（各区の保健福祉センター 高齢障害支援課 介護保険室）

中央区 TEL043-221-2198	花見川区 TEL043-275-6401
稲毛区 TEL043-284-6242	若葉区 TEL043-233-8264
緑区 TEL043-292-9491	美浜区 TEL043-270-4073